

昭和村の水道水をご使用の皆様へ

昭和村長 堤 盛 吉

昭和村の水道水の放射性物質検査結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。
検査結果はすべて不検出であり、飲用に支障はありません。

記

採水場所	採水日 (採水時間)	測定値 (Bq/kg)		
		セシウム134	セシウム137	ヨウ素131 (注1)
基準値		1.0 Bq/kg 以下 (注2)		
南部簡易水道 配水場	令和6年3月21日 (午前9時15分)	不検出	不検出	不検出
中央簡易水道 第1配水場	令和6年3月21日 (午前9時05分)	不検出	不検出	不検出
北部簡易水道 第1配水場	令和6年3月21日 (午前10時25分)	不検出	不検出	不検出
東部簡易水道 浄水場	令和6年3月21日 (午前9時45分)	不検出	不検出	不検出
東部簡易水道 関屋配水場	令和6年3月21日 (午前10時05分)	不検出	不検出	不検出
検査機関：一般財団法人 群馬県薬剤師会 環境衛生試験センター 前橋市西片貝町五丁目23-10 TEL 027-223-6355(代)				

厚生労働省のモニタリング方針に基づき、3ヶ月1回の放射性物質検査を実施しています。

注1 放射性ヨウ素は半減期が短く、平成23年7月15日以降、食品からの検出報告がないことから規制対象から外されましたが、参考のため検査しました。

注2 飲料水の基準値は、飲料水中の放射性セシウム（セシウム134と137の合計）のWHO飲料水水質ガイドラインのガイダンスレベルより **1.0 Bq/kg 以下** を目標値としています。

※「不検出」とは、放射性物質濃度が基準値を下回り、測定下限値（1.0Bq/kg）を下回った事を示します。